

広報まるがめ掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、丸亀市（以下、市）が発行する広報紙「広報まるがめ」（以下、広報紙）の掲載コーナー「みんなの掲示板（以下、掲示板）」の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる者)

第2条 掲示板に掲載することができる者は、教育、文化、スポーツ、レクリエーション等の活動を継続的に行っている構成員が3人以上の団体とする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 掲示板に掲載することができる催しや募集、お知らせ記事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市または市教育委員会（指定管理者を含む）が主催・共催・後援しているもの
 - (2) 市以外の官公庁（指定管理者を含む）が主催・共催・後援・推薦しているもの
 - (3) 前各号以外で市民の便益に供すると判断できるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。
- (1) 市の品位、公共性または公益性を損なう恐れがあるもの
 - (2) 公序良俗に反すると認められるもの
 - (3) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの
 - (4) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とするもの
 - (5) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの
 - (6) 営利目的と認められるもの
 - (7) 虚偽の掲載申し込みをしたことが判明したもの
 - (8) 協賛や寄附などの金や物品を募ることを主な内容としているもの
 - (9) 宣伝になるもの
 - (10) 掲載意図および内容が明確ではないもの
 - (11) 問い合わせ先（担当者）が不明確なもの
 - (12) イベントや教室などの参加に、特定の団体への入会などを条件とするもの（ただし、スポーツ少年団員の募集記事など掲載内容を主目的として活動する団体への入会はこの限りではない）
 - (13) 市民の誤解を招く恐れがあるもの
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、広報担当課長が掲載を不相当と認めたもの

(掲載する記事の優先順位)

第3条 広報紙に掲載する記事が通常使用する範囲を超える場合、公共性や公益性、緊急性、開催場所、市民生活への影響度などを総合的に判断し、広報担当課において優先順位を定め

る。

(掲載依頼方法)

第4条 市指定の掲載依頼書(広報担当課窓口または市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、原稿案を添えて窓口・メール・FAX・郵送などの方法で広報担当課に提出することとする。

- 2 提出期限は、掲載希望月の2か月前の月20日とする。ただし、提出期限が閉庁日の場合は直前の開庁日とする。郵送で提出する場合は、提出期限必着とする。ただし、市民生活に影響が及ぶなど緊急性が高いときは、市が任意に提出日を設定できることとする。

(掲載内容)

第5条 掲載内容は原則として次のとおりとする。なお、挿絵等はスペースに余裕が出た時のみとし、その判断は広報担当課が行うこととする。

- (1) とき(開催日・開催時間)
- (2) ところ
- (3) 対象者
- (4) 定員
- (5) 内容
- (6) 料金
- (7) 申込方法
- (8) 問い合わせ先

- 2 イベント会場やサークル等の練習・稽古場は原則公的施設とし、個人宅は原則として認めない。ただし、団体の活動が登山、ハイキングなど野外で行われるものであるときは、この限りではない。

- 3 官公庁やそれに類する公的機関以外の団体からの同一内容の掲載依頼は、年2回(5月号～翌年4月号)を限度とする。

(了解事項)

第6条 掲載依頼者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事を市ホームページ等に掲載すること
- (2) 団体の規則や会計報告、会員名簿などの提出を求められたら、それに応じること
- (3) 掲載の可否および掲載希望月の変更については、広報担当課に一任すること
- (4) 掲載内容についての問い合わせに対し、誠実に対応すること
- (5) 勧誘や販売など、掲載内容以外の行為を行わないこと
- (6) 原稿内容を、広報担当課において編集すること

附 則

この基準は、令和5年5月号(令和5年5月1日発行)受付分から施行する。

「広報まるがめ」掲載依頼書

年 月 日

丸亀市長 様

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____ FAX _____

E-mail _____

広報まるがめへの掲載について、原稿を添えて下記のとおり依頼します。

記

件名	
掲載希望号	年 月号
団体の 活動内容	
後援等	丸亀市 ・ 丸亀市教育委員会 ・ スポーツ少年団 その他 () ・ なし

※ 広報紙の公共性または公益性を重んじ、広報紙掲載基準を順守するとともに市および市民に迷惑がかかる行為はいたしません。

※ 会費を徴収するものに関しては、当該会費を団体の構成員に分配するなど営利を目的としたものではありません。